

所得金額の計算方法

① 収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

● 障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「その年に受け取る年金額^(※)」 - 「公的年金等控除額」 = 「公的年金等にかかる雑所得の金額」

※ 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

● 公的年金等控除額は、以下のように年金以外の所得額、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

所得が年金のみ または 年金以外の所得が年間1,000万円以下場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例1》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合

145万円 (受け取る年金額) - 110万円 (公的年金等控除額) = 35万円 (年間所得の見積額)

《計算例2》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合

50万円 (受け取る年金額) - 60万円 (公的年金等控除額) = 0万円 (年間所得の見積額)

* マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

年金以外の所得が年間1,000万円超～2,000万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	100万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 17万5千円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 58万5千円$
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 135万5千円$
	1,000万円超	185万5千円
65歳未満	130万円以下	50万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 17万5千円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 58万5千円$
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 135万5千円$
	1,000万円超	185万5千円

年金以外の所得が年間2,000万円超の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	90万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 7万5千円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 48万5千円$
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 125万5千円$
	1,000万円超	175万5千円
65歳未満	130万円以下	40万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 7万5千円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 48万5千円$
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 125万5千円$
	1,000万円超	175万5千円

②収入が給与の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

「給与の収入金額」－「給与所得控除額」＝「給与所得の金額」

●給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	$(B) \times 40\% - 10$ 万円
180万円超360万円以下	$(B) \times 30\% + 8$ 万円
360万円超660万円以下	$(B) \times 20\% + 44$ 万円
660万円超850万円以下	$(B) \times 10\% + 110$ 万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

90万円（給与の収入金額）－55万円（給与所得控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

③一定の条件に該当する場合、給与所得控除には「所得金額調整控除」の額が加算されます。

●公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額の計算方法 年金所得額^(※)＋給与所得額^(※)－10万円
(※)10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円
及び給与の収入金額が200万円である場合

給与所得控除額：200万円（給与の収入金額）×30%＋8万円＝68万円

所得金額調整控除額：10万円（年金所得の上限額）＋10万円（給与所得の上限額）
－10万円＝10万円

200万円－68万円（給与所得控除額）－10万円（所得金額調整控除額）
＝122万円（給与所得の見積額）

● 給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する。
- ・ 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・ 23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額の計算方法 $(\text{給与の収入金額}^{(*)} - 850\text{万円}) \times 10\%$
 $\text{※}1,000\text{万円を超える場合は}1,000\text{万円}$

《計算例》 給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額： 195万円

所得金額調整控除： $(1,000\text{万円}(\text{給与の収入の上限額}) - 850\text{万円}) \times 10\% = 15\text{万円}$

$1,200\text{万円}(\text{給与の収入金額}) - 195\text{万円}(\text{給与所得控除額})$
 $- 15\text{万円}(\text{所得金額調整控除額}) = 990\text{万円}(\text{年間所得の見積額})$

④収入が公的年金等・給与以外の場合の計算方法は次のとおりです。

※ 所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
退職所得	特定役員退職手当以外の場合： $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ 特定役員退職手当の場合：収入金額－退職所得控除額
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	公的年金等以外の場合 総収入金額－必要経費

※ 公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。